

第 19 回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会  
議事要旨（案）

日 時：平成 21 年 2 月 28 日（土） 13：30～15：30

会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第 18 回協議会の結果
- (3) 協議会設置要綱の改正
- (4) 途中参加委員について
- (5) 協議会設置要綱第 7 条の一部改正について
- (6) A・B 区間事業の報告事項
  - 1) B 区間の事業内容及び調査報告
  - 2) A 区間の活動報告及び調査報告
  - 3) A 区間の安全対策報告
- (7) 自然再生協議会全体スケジュール
- (8) 全国の自然再生事業の状況
- (9) 閉会

◆議事要旨：

1. 第 18 回協議会の結果（確認事項）

- ・第 18 回協議会の議事要旨（案）と議事録（案）については、確認を行了承された。

2. 協議会設置要綱の改正について（協議事項）

- ・委員の任期については、平成 22 年 3 月 31 日までとすることで承認された。
- ・設置要綱の改正日は、平成 20 年 4 月 1 日から施行とする。

3. 途中参加委員について（審議）

- ・昨年 5 月に途中参加希望の申し出があった株式会社関東つくば銀行の審議は、協議会出席委員からの合意が得られた。

4. 協議会設置要綱第 7 条の一部改正について

- ・協議会設置要綱第 7 条の一部改正（案）については、協議会設置要綱第 18 条に定める委員の過半数の出席が得られないことから、事務局内で再度、検討することとした。

5. B 区間の事業内容及び調査報告（報告事項）

- ・B 区間築堤工事、現地見学会の開催、環境モニタリングの実施報告を行った。
- ・今後は 3 年間の養生期間が必要となり、平成 23 年 11 月 1 日以降に開削等の着手が可能である。

- ・3年間の養生期間中は、実施計画に定めたモニタリングを実施するが、協議会においてより良い手段を検討するも可能である。
- ・裸地部には、セイタカアワダチソウが繁茂することが予想されることから、除草などの管理を継続していくことを考えている。
- ・新堤防の天端を散策路として開放できるかどうかについては、堤防の芝生の生育状況具合も観察し、散策路として開放できるか検討する。

#### 6. A区間の事業活動及び調査報告（報告事項）

- ・昨年5月に実施したなぎさ整備状況、広報看板の設置作業の報告を行った。また、12月に行った、草刈り・ごみ清掃作業の報告をおこなった。
- ・環境モニタリングの実施報告を行った。産卵場調査は、3月にモニタリングを行う予定である。
- ・昨年11月の調査では、池の中及びワンド内にミズアオイが見られた。

#### 7. A区間の安全対策報告（報告事項）

- ・鋼矢板の倒壊が予想される個所に看板を設置。また、侵入による危険防止のため、誘導ロープを設置したと報告を行った。
- ・現状の整備段階では、利用者の安全確保が適切でないため、協働作業による散策路等の整備が進み、安全確保の確認がとれれば範囲の変更はあり得る。

#### 8. 自然再生協議会全体スケジュール

- ・平成21年度以降は協議会の開催を年1回程度と考えているが、議題の有無によっては開催することは可能である。

#### 9. 全国の自然再生事業の状況

- ・自然再生協議会情報連絡会議（東日本）の報告を行った。

以上

# 第19回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

## 議事録（案）

日時：平成21年2月28日（土）

13：30～15：30

霞ヶ浦環境科学センター

### 1. 開会

#### 【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は大変お忙しい中、第19回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎自然再生協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この協議会も平成16年12月に発足して、今回で第19回になりました。そういう中で、ご報告になりますけれどもA区間におきましては、平成18年12月に実施計画が承認されて、平成19年10月の水路掘削から始まりまして、構成員の皆さんの協働作業によりまして平成20年、昨年5月におおむねワンドの形成が完了しております。また、昨年12月には、有志による除草作業・ごみの清掃等も行っていたいております。ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございます。それから、B区間につきましては、平成19年の9月に実施計画が承認され、平成20年4月に堤防工事に着手いたしました。非常に地盤の悪いところの築堤工事になりましたが、昨年の10月に無事完了し、10月7日に構成員の方々に見学をしていただきました。両区間とも事業が進みますと、課題も発生しています。

1つには、安全管理の問題や除草というような維持管理の問題でございます。それと、会議及び協働作業では、出席者が少なく、出ていただける方が固定されてきているというような課題等もございます。これらの課題につきましても、協議会の中でいろいろなご意見をいただきながら、この協議会がよい方向に向かうよう願っておりますので、何卒宜しく願いいたします。それから、残りの区間も相当あります。CからIの区間でございますが、これにつきましては、今、河川整備計画の策定を進めております。河川整備計画の策定作業では、皆様のご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、本協議会が有意義な協議会になりますことを願ひまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は宜しく願いいたします。

#### 【司会】

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。皆様、それぞれ机の上に議事次第が1枚目に付いております。次に配布資料一覧①から⑥の協議会名簿・出席者名簿・配席図。資料-1といたしまして前回の議事要旨。資料-2といたしましてA3横長の第19回の協議会資料。資料-3といたしまして第3章の役割分担。最後に参考資料

といたしまして、緑色の日本地図をお付けしております。確認していただきまして、もし不備がございましたら事務局までお申しつけください。

本日のスケジュールですが、議事次第にございますように、報告事項といたしまして、委員の交代、B区間の内容、それからA区間の内容のそれぞれ報告をさせていただきます。そして、3の協議事項ということで、前回の結果・今回要綱の改正について・途中参加委員の方に対する審議を議事次第にそって進めてまいりたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

会議の全体の時間は、2時間程度を予定いたしております。なるべく多くの方からご意見を伺いたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。それでは、前田会長、進行を宜しく願いいたします。

## 2. 報告事項

### 1) 委員の交代・退会

#### 【前田会長】

まず、次第と順序が違いますけれども、事務局のほうから、委員の交代並びにこれまでの退会者につきまして説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

お手元の資料ー2（A3の横長の資料）でご説明いたします。1頁目の委員の交代・退会についてをご覧ください。まず交代でございますが、団体登録されていて、人事異動等による交代でございます。①専門家委員の茨城県内水面水産試験場長大川雅登様が鈴木正伸様に交代となっております。②公募委員、団体、田村町内会区長の大川健一様が菅谷博志様に交代となっております。③公募委員、団体で上大津東小学校PTA会長小松崎雅郎様が木下謹子様に交代となっております。④公募委員、団体、沖宿土地改良区理事長鈴木則雄様が古仁所洋一様に交代となっております。⑤公募委員、団体、沖宿町内会区長山口武久様が土肥久様に交代となっております。⑥公募委員、団体、社団法人霞ヶ浦市民協会理事長堀越昭様が吉田薫様に交代となっております。それと、平成20年3月31日の、昨年の段階で辞任を申し出た方が2名いらっしゃいまして、退会となっております。①の公募委員の個人で参加されている千野繁様、②として、公募委員の個人の浜田陽一様が退会となっております。昨年の平成20年3月31日で委員の任期が満了しておりますけれども、設置要綱の第6条3項で「再任を妨げない」ということになっておりますことと、前回の協議会において、協議会を継続するために退会を希望されない委員は任期を更新するというのでございますので、退会をされた先ほどの2名以外の方はすべて委員を更新されているということになっております。以上でございます。

#### 【前田会長】

ありがとうございました。では、ここで専門家として大川場長の後任の鈴木場長に一言お願いします。

【鈴木場長】

昨年4月1日付で人事異動がありまして、前大川場長にかわりまして、内水面水産試験場に場長として参りました鈴木でございます。皆様と一緒に霞ヶ浦をきれいにするという志は、私達も同じでございます。一緒になりまして植物帯再生や魚にとってすみよい湖をつくっていきたいと考えておりますので、どうぞ、宜しく願いいたします。

【前田会長】

ありがとうございました。

3. 協議（確認）事項

【前田会長】

では、前回議事録の確認へ移りたいと思います。

1) 第18回協議会の結果

【前田会長】

第18回協議会の結果について、事務局からお願いします。

【事務局】

資料-2の10頁目の「第18回協議会の結果」をご覧ください。第18回協議会は、平成20年3月15日に開催いたしておりますが、その中で話し合われた議事要旨をこの資料で纏めてございます。まず、報告事項といたしまして、(4)の議事要旨のところに書いておりますけれども、1)委員の交代を報告させていただいております。また、2)B区間の事業内容の報告ということで、B区間の築堤工事の工程・工事の概略・範囲などの報告をさせていただいております。

工事実施前の説明については、昨年4月に、区長、土地改良区、近隣の住民の方に説明を行うという報告をさせていただいております。必要であれば全体に説明会を実施するというものであります。

3)A区間の水路掘削作業の内容報告について報告をさせていただきます。水路掘削作業に関する報告とモニタリング調査の実施状況、今後の計画の報告についての説明をさせていただきます。景観調査についてですが、週1回実施ということが負担ということもありましたので、状況の大きな変化があったとき、適宜月1回程度ということで修正となっております。協議会での協議事項ですが、第17回の協議結果を確認していただいております。また、2. 2)A区間の作業に対する感謝状の贈呈では、高橋委員と城之内委員の所属する企業に対する贈呈の了承がされまして、感謝状の贈呈式が行われてございます。

2. 3)ワーキンググループから協議会への作業の報告については、A区間の自然再生事業についてのワーキンググループが中心になって調整・作業を行い、協議会には作業の結果報告を行うということで審議されております。霞ヶ浦環境科学センターが計画している自然再生事業実施区域をフィールドとした自然観察会の開催についても了承をいただい

ております。

2. 4) CからI区間の事業計画の進め方は、この事業計画の実施計画を作成し、事業の実施については区間毎の優先順位をつけて実施することを了承していただいております。

2. 5) 委員の任期については、昨年3月31日が任期ということで、協議会を継続して運営していくために委員の任期は更新するということと、退会を希望される方は優先するということで了承いただいております。これについて事務局から各委員への問い合わせを行うことで確認をいたしております。

3の「その他」ですが、第19回の開催については、A区間のモニタリングが終了し、B区間の施工の状況が確認できる12月頃を予定ということで、本日の開催となっております。協議会とは別に、世話役の霞ヶ浦環境科学センターが中心となって、A区間のワーキング、勉強会の開催の検討を行うという審議がございました。参加者は21名で、協議会の専門家、公募委員、地方公共団体、関係行政機関と傍聴者、マスコミ、一般が21名中3名の参加者でございました。第18回の協議会については、以上でございます。

#### 【前田会長】

以上が前回の議事録についてですが、何かご意見があれば、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。ご意見もないようですので、前回の議事録は確認されたということにさせていただきます。

#### 2) 協議会設置要綱の改正

#### 【前田会長】

次に3. 2) 協議会設置要綱の改正の件でございます。これについて、事務局からお願いします。

#### 【事務局】

2) 協議会設置要綱の改正ということでご説明をさせていただきます。併せて、資料-3の協議会の設置要綱もご覧下さい。資料-3の3頁目でございます。

委員の任期に伴いまして、任期の年月日の更新でございます。設置要綱の第6条の3、第3項にありますように、任期は2年でございます。赤字で書いてあるところですが、任期の期限を改正するというので、読ませていただきますと、「委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、協議会の設立時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成22年3月31日までとする」ということでの改正案でございます。以上でございます。

#### 【前田会長】

ありがとうございます。ご意見ございませんでしょうか。ご意見はないようですので、この件は承認されたということで扱わせていただきます。宜しく願いいたします。

**【事務局】**

先ほどの件で追加報告をさせていただきます。2)の改正でございますけれども、それに伴いまして、5頁の附則でございますが、赤字で書いてある「この要綱は、平成20年4月1日から施行する」ということで、今了承されました任期というのは、期間を途切れさせないという理由から、遡りの平成20年4月1日から施行というご説明が飛んでしまいまして申しわけございませんでした。

**【前田会長】**

よろしいでしょうか。宜しく願いいたします。

3) 途中参加委員について（審議）

**【前田会長】**

続きまして、3) 途中参加委員について、事務局からお願いします。

**【事務局】**

議事の3)の途中参加委員についての審議に移らせていただきます。昨年5月に途中参加の希望の申し出がございました。団体希望者株式会社関東つくば銀行様でございます。設置要綱第6条に基づいて、応募者の確認です。第6条には茨城県内に拠点を置く企業・団体と記載されております。関東つくば銀行さんは茨城県に拠点を置く団体であるということ事務局でも確認をいたしております。

本日は、設置要綱第7条の途中参加委員というところで、「第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる」とございますので、これについての審議をお願いしたいと思います。

審議に入る前に、関東つくば銀行様より自己紹介をいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

**【関東つくば銀行】**

ただいまご紹介にあずかりました関東つくば銀行でございます。本来であれば頭取が出席をして、こちらの会議でご審議を承るところでございますが、所用によりまして、私、総合企画部の副部長を務めさせていただいております和田が代りに出席させていただいております。

私共は、平成15年4月に関東つくば銀行として、旧関東銀行及び旧つくば銀行が合併いたしまして発足しております。前身の関東銀行は、昭和27年に土浦市に本店を構えまして、現在85ヶ店、茨城県に77ヶ店、栃木県に4ヶ店、埼玉県に1ヶ店、千葉県に2ヶ店、東京都に1ヶ店、1都4県で85ヶ店の営業店を持つ地方銀行でございます。

私共は、平成20年4月からCSR経営というものを導入いたしまして、CSR、企業の社会的責任を果たすことを目的に、霞ヶ浦自然再生協議会に応募させていただきました。私共は、このCSR活動を通じて、環境負荷の低減、オフィス環境による負荷の低減、社会貢献、全従業員が環境保全に配慮した行動に取り組むこととしております。CSR経営

導入以前より社会貢献活動に協力をさせていただいており、現在も継続してやらせていただいているのですが、環境分野では、日本列島クリーンキャンペーンという催しでの清掃活動や、明日も実施する予定ですが、霞ヶ浦・北浦地域の清掃作業ですとか、小さな親切運動ということで、霞ヶ浦のヨットハーバー・JR土浦駅周辺を中心とした清掃活動を主な環境分野の活動として取り組んでおります。

私共の社会貢献運動の貢献の理念は、社会貢献活動により、よき企業市民として社会の要請と信頼に応え、豊かな人間生活とよりよい社会の実現に貢献する、こういった理念で社会貢献運動に積極的に取り組んでいきたいと考えております。地元の企業として霞ヶ浦の自然再生に微力ながら貢献できればということで応募させていただいております。どうぞ宜しくお願いいたします。

**【前田会長】**

ありがとうございました。ただいま関東つくば銀行さんからお申し込みの趣旨についてご説明をいただきました。皆さんのほうでご異議がなければ、本協議会の会員としてお迎えたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をお願いいたします。  
(委員全員拍手) では、今後ともよろしく願いいたします。

4) 協議会設置要綱第7条の一部改正 (案)

**【前田会長】**

11 頁の協議会設置要綱第7条の一部改正についてですが、これにつきましては、ここに(案)を掲げてございます。

本日は、この案をご承認いただくというよりは、もう少し検討を重ねていくということをご承認いただきたいと思います。本件につきまして、第18条に委員の過半数が出席している会議で、過半数が同意したときに改正ができます。したがって、事務局、委員の現員数は何名でしょうか。

**【事務局】**

会員数63名のうち本日の出席者は24名でございまして、過半数に足りておりません。

**【前田会長】**

本日は事案として提案しても改正が成立しません。この問題はもう少し事務局と検討させていただきたいと存じます。宜しくお願いいたします。

2. 報告事項

- 2) B区間の事業内容報告
- 3) A区間の活動報告及びA・B区間の調査報告
- 4) A区間の安全対策報告

**【前田会長】**

前回からこれまで進められた自然再生事業につきまして、事務局よりA区間とB区間についてご説明いただきます。お願いします。

#### 【事務局】

ご説明いたします。まず、B区間に絞ってご説明をさせていただきます。B区間につきましては、堤内地側に浚渫土の仮置きヤードがございまして、今の堤防によって陸と水との連続性が失われているということで、平成19年度に策定されておりますB区間の事業計画書は、治水上影響がないよう配慮しながらこのヤード跡を活用して、緩傾斜地を再生して陸と水との連絡を確保するという事業計画でございました。この計画書に従いまして、平成20年度で緩傾斜堤防の築堤工事を実施してございます。

この資料の上のところに工程表がございすけれども、4月5日から4月28日に、地元説明を行い、地元区長様・土地改良区・近隣の住民の皆様へのご説明をさせていただいております。区長様より全体の説明会というのは必要ないというご判断をいただいておりますので、全体の説明については実施してございません。

工事自体については、5月から着工いたしまして、10月31日まで工事を進めました。地盤が悪い中での施工でございましたが、無事工事は完了しております。

工事の状況については会員の皆様にご覧いただくということで、10月7日に現地見学会を開催いたしまして、工事の状況を見学していただきました。

今後の状況ですが、堤防は3年間の養生期間というのが必要になっておりますので、現堤防を開削するのは、平成23年11月1日以降が3年経過した後になりますので、現堤防の開削については、それ以降の着手が可能ということになります。

続きまして、B区間に絞ってご説明をいたします。植生の変化というものをここに載せております。平成18年9月に植生調査をしたものと、築堤工事が終わった後の平成20年11月のものを載せております。

平成18年9月の段階では、主に多いのはセイタカアワダチソウ、濃い緑の4Bと書いています。4B、4Aですとか、ヨシ群落、青のところ。カナムグラ、クワ科のつる状のものですが、5Bのようなものを主とした植生でございましたが、先ほど申し上げました築堤工事によって、工事をしたところについては改変がなされて、人工草地または人工裸地のような状況になっております。堤防に囲まれた残りについて、湿地の部分は確保するというので、中については植生が残った状態です。

このような状況を航空写真で示したのが次の頁でございまして、工事の前の状況と平成20年10月27日に撮影した築堤工事完成後の写真を掲載しております。B区間については、以上でございます。

次にA区間を纏めてご説明させていただきます。A区間の活動報告でございまして、5月11日に、前田会長・鈴木場長・高橋委員・城之内委員等22名の方にお集まりいただきまして、なぎさ整備状況、広報看板の設置作業を実施いたしました。また、平成20年12月7日に前田会長・平井副会長・駒沢大学の学生さんも参加いただきまして草刈り、地区内のごみ清掃作業が実施されました。その他、環境モニタリングですが、下の表のように、植生調査・魚類調査を鈴木委員にやっていただいております。景観調査は山根委員と浜田委員にやっていただいております。国土交通省では、地形測量を実施しております。産卵

場調査については、3月に工事後のモニタリングを行う予定でございます。

続いて、調査結果をご説明いたします。4頁目で、A区間の地形測量結果をつけております。平成20年4月の状況、7月の状況、今年の1月の状況を時系列で示しておりますが、この中に高さの状況を青と緑と赤のコンタを入れ示したコンタ図を入れてございます。平成20年5月11日にワンド部の水際部の造成を実施しまして、水際部の範囲が広がっております。このような状況が、横断図のほうにも示しておりますが、青いラインが4月の状況です。例えば、A-A'断面での青いラインやB-B'断面での青いラインの箇所がワンドの水際部の造成によって削れているのがわかると思います。続いて、植生の状況をご説明したいと思います。A区間の植生の変化ですが、これも時系列に合わせて植生の状況を示させていただいております。平成18年9月の段階ではこのような植生でございまして、濃い緑、セイタカアワダチソウの部分がありますが、こういうところを中心にワンドの造成が行われた結果、平成19年10月の測量では改変した部分が裸地化して、既にここではイヌビエなどの一年草の自生が入っております。

さらに、平成20年11月には、水路工事の着手後ですが、裸地部のところはなくなっております。一年草のところの工事が進行しているのがわかると思います。1カ所修正がございまして、平成20年11月の植生ですが、ワンドとワンドの間に、薄い青で7Aと書いてありますが、これは6Aの間違いでございまして、修正をお願いいたします。あと、平成20年11月には左側のワンドの脇に小さな池を試験的に造りましたが、池の中に絶滅危惧種のみずアオイが見られたということもご報告させていただきます。

このような状況を写真に撮っているのが6頁でございまして、状況を見ていただけたと思います。それと、A区間の状況を纏めてご説明いたします。9頁の4)「河川管理者が実施中の自然再生事業〔A区間〕の安全対策について」ということですがけれども、ここは湖の中に浚渫ヤードがあった跡地でございます。

「A区間の安全管理に関する課題」と書いてございまして、ヤード跡地の一部は鋼矢板で囲まれておりますが、鋼矢板の根入れ不足によって倒壊する恐れがある。あと、②として、ヤード跡地の補強区間については、ワンド部及び水路部の地形変化によって利用時に転落等の危険が生じるという可能性がございまして、河川管理者として安全対策を施すために、「安全対策と利用者の誘導対策」ということで、①ヤード跡地の未補強区間は絵に示してありますような看板を設置いたしました。左側の鋼矢板に近づくと危険であるという注意喚起の看板ですが、矢板に入っていくってしまうようなところや、ワンド部に設置を進めております。また、ワンド部や水路部ですが、ここから先は調査箇所であるため、関係者以外の立ち入りの差し控えのお願いと水回りの危険周知看板についても、薄いピンクで○印をつけている個所に設置中でございます。また、②ヤード跡地の未補強区域内と調査区内の侵入による危険防止のため、誘導ロープ（遊歩道用の緑色のロープ）を、図面上にラインが引かれている個所に設置中でございます。また、ワンド部及び水路部は事業活動時における危険防止対策のため、図面上のオレンジ色のラインでございましてけれども、誘導ロープを設置中でございます。ここについても人為的に改善している途中でございます。また、③でございましてけれども、湖岸堤平場の堆積土砂を撤去して、観察路機能と兼ねるということで、これも右下の2枚の写真にございまして、護岸脇の土砂を撤去いたしまして、木杭の前を観察路として兼ねるような施工をしております。

B区間、A区間についての活動状況について、ご説明は以上でございます。

**【前田会長】**

ここはいろいろ皆さんに参加していただいて作業を行ったわけですが、この時に重機を出していただいた城之内委員から、一言お願いいたします。

**【城之内委員】**

2回ワーキンググループをやらせていただきました。ワンドの周りの土ですが、これは浚渫土砂を持ってきまして、十分締め固まった土砂ということで、ここのところは写真でも見てわかるように、全く違った草が生えております。その他は想像したとおりだと思いました。ただ、利根川とは違って、こちらのほうが立ち入り禁止区間の中に薔薇が非常に沢山ありました。利根川では見た事がないので何となく茨城県かなと思いました。立ち入り禁止のところには薔薇があるのは特段問題ではないと思います。あとは、ワンドをつくるにあたって、土砂の流出を避けるために浚渫した土砂を持ってきましてけれども、この浚渫した土砂は、一度地上に上げて水分を十分抜いて持ってきている土砂ですので、土壌シードバンク等は期待しないほうがいいと思います。

**【前田会長】**

ありがとうございます。学生さんを連れてこられた平井委員、一言お願いいたします。

**【平井副会長】**

12月7日、駒沢大学から私のゼミの学生8名を引き連れて、草刈りに来ました。私は大学で自然地理学を教えておりますが、日曜日学生が外へ出て汗を流すという機会が少ない。最初はなかなか渋っていた学生も、この作業を終えて、お昼にセンターで豚汁などを食べさせていただきまして、大変満足しまして、帰った後にゼミで討論したのですが、こういう機会をなるべく設けて、協議会の会員ではないですが、ボランティアで来て、いろいろな作業をする機会をつくりたいと思っています。委員の方もお友達を誘うなり、いろいろな方に声をかけていただいて、1人でも多く参加していくということが、自然再生事業に接することになるんだろうと思っています。年が改まれば、新3年生がゼミに来ますので、またセンターで企画していただければ、ボランティアで連れてきたいと思っています。

**【前田会長】**

霞ヶ浦環境科学センターの井上委員、一言お願いします。

**【茨城県霞ヶ浦環境科学センター】**

A区間の自然再生計画は、ある程度のビジョンはできているんですが具体的にどうやっていくかという作業計画がはっきりしていません。どうしても実際のワーキンググループに参加してくださる方が非常に少ない。先ほど平井先生が学生さんを動かしていただいて非常に助かりましたけれども、できればここに地域の方たちとか、あるいはこの中の協議会の参加している方たちが、こぞってご参加いただけるというふうに願っております。それと、世話役として非常に望んでおりますのは、イベント的に年に何回かの作業という事

も非常に大切ですが、せっかくの再生地域ですから、センターとしては自然観察会で活用はさせてはいただいているのですが、やはりここに参加してくださっている方達が、環境学習や保全活動で、もう少し高い頻度でいろいろなことを企画して、ここで何かやっていたらいい。そういうことを熱望しております。そのためには、ワーキンググループより少しステップアップした組織をつくらなくてはいけないと考えています。以上です。

**【前田会長】**

ありがとうございました。今参加者の感想等を伺いましたが、工事そのものに対するご質問あるいはB区間のご意見等も含めまして、これまで行ったA及びB区間の作業について、皆さんの中からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

私共も、国土交通省が直接発注する事業は、A区間とB区間の堤防について終了しましたが、他の箇所にはまだ手をつけられません。A区間を今後自然再生という形にするのは、実施者としての国土交通省ではなく、各団体、個人の仕事になります。ですから、スムーズに対応出来るシステム創りを考えておまして、後ほどご相談したいと思っておりますので、宜しくお願ひいたします。施工その他についてご意見ございますでしょうか。

**【平井副会長】**

事務局に質問です。B区間において最初に説明がありましたように、工事が10月31日に終わって、3年間は何も手をつけないということですが、3年間で植生が変わったり、ワンドの植生が変わったり、いろいろな事があると思います。3年間のモニタリングの仕方や、協議会としてできる事や、しないといけない事についてどのようにお考えなのでしょうか。

**【事務局】**

B区間の今後のモニタリングについては、この資料の7頁の植生の状況や、写真等により確認を続けていきたいと思っております。また、3年間の養生期間中の予定は、おおよそ実施計画で、どういうふうにするかというのは決まっておりますけれども、3年間の中で、もっとよりよいやり方の検討等も皆さんと一緒に作っていかれると思っておりますので、そういう活動を続けていきたいと思っております。

**【前田会長】**

よろしいでしょうか。

**【西廣委員】**

養生期間中は、全く手をつけないで置いておくということですか？恐らく、結構現堤防が残っている状態ですから、中はかなり乾燥した状態で数年間置かれることになりませんが、あのくらいの湿り気の状態ですと新しい裸地ができると、恐らくセイタカアワダチソウの天国になると思います。その間、そういう場所が自然再生事業の他のA区間などもある場所の近隣にあって、種を飛ばし続けるというのは問題ですので、除草だけでもいいので、検討してもらえないかというのが1つ。それから、実際に水を入れて、湿地として再生させよ

うという時に、一度セイダカアワダチソウが茂っていると、またそこを閉めても、あの植物達が頑張っただけ残れるのです。湿った状態で、他のものもない裸地になって、いつも湿った状態なら、新しく種から入るのは難しいんですが、1度成立してしまうと、湿っても消えないということがありますので、実際に水を入れる前に再度表土を剥いだり、少し地形を手直しするという可能性があるというのを了解してください。実際に水を入れるまでの除草等の管理ということと、実際に入れる前に、再度表土を剥ぎ取る、少しなだらかさを食べる、そういう手入れをするよちをご検討いただきたい。

**【事務局】**

除草につきましては、管理を行い、継続していこうと思っております。緩傾斜堤防の中の、旧堤と緩傾斜堤防の間に囲まれた箇所は、高くなっておりますので、ここを水辺のワンド状にするためにはもう少し低くする必要があります。3年後の開削にあわせて、その後盤下げのような地形の変化の計画になります。

**【西廣委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【前田会長】**

あのあたりはもう一度底ざらいしなければいけないということです。それから、今の白い線で書かれてあるのが排水溝だと思いますが、ここはポンプで水を揚げていますよね。

**【事務局】**

はい。閉じられた箇所になっておりますので、ここに水がたまることがあります。ですので、図面の白いところに水路を作り、ポンプで排水をして、堤防の外に水をはいております。

**【前田会長】**

ここは降った雨は流れ込むようになっていきますか？要するに、完全に排水されるのか、それとも、ここはある程度湛水あるいは湿った形で保存されるのかということです。

**【事務局】**

3本の水路がありますけれども、それが一番低いところに集まってポンプアップして外へ出すようになっておりますので、この植生の箇所についても水がはけられると思います。

**【前田会長】**

ここには、萩やヨシやサデクサや、そういう種子性の植物の群落がありますが、水はけをよくしたことによって、こういうものが無くなるのかどうかということです。もしそうならば、新堤の道路側の堤脚水路は生かして、真ん中のからの部分は降った雨がたまるようにしておけばいいのですから、そういった様子を見ながら検討ができるかどうかですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

ご指摘がありますように、水はけが悪くならなければ、そういう検討はできると思いますが、水浸しになり堤防に影響が出ないかどうか、検討していきたいと思っております。

**【前田会長】**

そうですね。そういうことを考えて、溝が掘ってあると思うのですが、今後どうなるかを見極めると共に、西廣委員がいわれたような問題が起こらないように、逐次見ながら検討していくということでお願いします。

**【事務局】**

了解いたしました。

**【平井副会長】**

今の図で9の平らな裸地ですが、基本的にはほっとくとおっしゃったんですが、A区間では人工的に小さな池をつくりました。そこの中には、写真のようにミズアオイが見られたということで、うまくいけばいろいろな植物の育つ可能性が、3年間頑張っって、この平場を維持するよりも、小さな池を作って、そこにA区間に似た環境を創るということも、考えていいのではないですか。全く手をつけてはいけないということではないと思います。

**【事務局】**

検討はできると思います。池が新堤に影響がないかどうかという判断をしながら、検討はできると思います。

**【前田会長】**

他にご意見がございましたらお受けいたします。こんなことをやったらどうだろうということも含めまして、ございませんでしょうか。

**【浜田（文）委員】**

このB区間は3年間寝かせておくということですが、堤防の天端の部分をその間通れるようにはできないでしょうか。徒歩や自転車での通行が可能になれば、土地も締まりますし、広報という面でもいいのではないかと思います。杭を打ったりして、外へ出られなくして、通れるようにするということができないでしょうか。それと、東側のほうに工事の際に使った休憩施設が置いてあるのですが、置きっ放しではもったいない。3年間で活用できないかと思うのですが、どうでしょうか。

**【望月事務所長】**

車やそういうものになりますと、問題がありますが、散策路的な使い方というのはできると思います。また、前の工事の業者さんの東屋も、好意で置いていただいております。今は、芝生の生育状況を見ておりますので、芝のつき具合等も含めて、今後、天端において散策路ができるかどうか検討したいと思います。

**【浜田（文）委員】**

ぜひ検討していただきたいと思います。

**【霞ヶ浦北浦水産事務所】**

A区間で、人工ワンドとワンドの間に水路がありますが、10月の見学会の時に見たところ、水路の幅が狭く、間に草が繁茂していて、このワンドとワンドの間に魚が通っていくことを考えると、そのうち草に覆われて通りづらいと思うので、この辺りの地形の変化は今後どうやって見ていくのかという確認が1点。あと、資料-2の7頁で、植生の変化により、18年9月にはみられた3Dのカサスゲーヨシ群落は、最近ではほとんどなくなってきているのですが、その理由をお願いします。

**【事務局】**

まず、A区間の地形の変化の調査ですが、引き続き地形の測量を実施していきたいと思っております。ここの除草等の維持管理については、協議会での議論にはなると思いますが、事務局では、皆さんの手でどうすべきか検討していかなければいけないと考えております。B区間の植生の7頁目の3のDのカサスゲーヨシ群落については、原因はわかりません。

**【前田会長】**

このカサスゲーヨシ群落は薄くなったのです。他の箇所と同様だんだん後退していきまして、今でも少し残っているが、18年当時より後退が大きいということです。それから、水路のところは緑色に、細いところはマツモが生えていますが、マツモは浮いている草で根が生えていません。これは1節、2節、初めそこら辺のものを放り込んだものが今いっぱいになっているんですが、魚については石川委員、いかがでしょうか。

**【石川委員】**

魚につきましては、多少の季節変化がありますけれども、生息はしております。

**【前田会長】**

どんな魚がいますか

**【石川委員】**

この部分だけですと、ハゼ類やテナガエビが生息しています。

**【前田会長】**

というようなことですが、この水路は工事で掘ったのではなく、ボランティアが掘ったものですから、国土交通省としては、工事的に維持するということは考えてないと思います。したがって、協議会のワークとして、これの中に例えばガマがいっぱい生えてきたら引っこ抜く。崩れてきたら、みんなで汗を流して広げるとか、そういう作業をしないと維持はできないものと考えられます。他にいかがでしょうか。

**【平井副会長】**

A区間を今朝見ましたが、我々が草むしりをした場所が、杭とロープで囲まれていて入れなくなっており、「立ち入りはご遠慮願います」という看板が既に立っていました。一方で、自然再生した場所で市民の方が散歩をしたり、センターの井上委員もおっしゃったように、子供達を連れて自然観察会等をしたいという要望もあるし、安全管理を考えると非常に難しいのですが、自然再生協議会の趣旨としては、人間が全く入れないままではいけないと思います。これに対し今後どういう行動をするかということは、まさに協議会で考える議題であり、事業実施者としての事務局は、どういうふうを考えているのか。もう少し詳しくご説明願いたい。

**【事務局】**

ご説明させていただきましたとおり、ここは矢板が不安定なところでございます。今の段階では、ここに入って万が一事故等起こった場合の河川管理者としての瑕疵等の責任がありますので、危険の恐れがある間は緑のラインでの進入禁止。オレンジのラインについては、人工的に地形を改善したところですので、足元等が悪くなって転倒による怪我、またはワンド内の水に溺れて思わぬ事故等が起こる可能性もありますので、ロープでの安全柵を設置させていただいております。

**【望月事務所長】**

少し補足します。今のAの整備の段階では、管理者としては、この青いロープで囲わざるを得ない。今後、そこを歩けば、安全に自然を楽しみながら散歩ができる散策路が完成すれば、そこへ十分に入れるような動線がつかれるのではないかと考えております。ただ、今の段階では安全が確保できませんので、A区間全体がまだ工事の途中段階という意味合いで、今後、この中の散策路がしっかり確保されていけば、ロープの場所が変わってくると思います。ただし、先ほど先生がいわれましたように、矢板のところは危険ですから、周知させるための標識等は必要だと思っております。

**【前田会長】**

ということで今後、場所・状況に応じて対処し、細かく考えていく必要があろうと思います。河川管理者に、ここまで安全を確保できるようにするから、ある程度立ち入り制限を解除してくれと要望するのも、協議会の仕事ですので、今後も宜しくお願ひしたいと思ひます。他にござひますでしょうか。よろしければ、次に移ります。今後の進め方でございますが、これについて事務局、説明をお願いいたします。

4. 自然再生協議会全体スケジュール

**【事務局】**

3. 「自然再生協議会全体スケジュール」でございます。21年度以降は、協議会を年1回程度開催していきたいと考えております。また、あわせて現地での活動を活発に進めていきたいと考えております。簡単ですが、以上でございます。

**【前田会長】**

委員各位から何かございますでしょうか。

**【浜田（文） 委員】**

今のご説明によりますと、これから21年度以降、年に1回程度ということなのですが、今までのペースからいきまして、年1回だと、前回の事を忘れてしまう。この19回も、18回協議会からほぼ1年もたっています。もっと協議会や勉強会を、年に何回か開催できないのでしょうか。先ほど団体委員の交代が私共の地元でもありましたが、交代しても、1年間1度も出る機会がないということがしばしば起きています。年に1回の開催では、余りにも間があき過ぎているのではないのでしょうか。開催するにもお金やいろいろな問題もあるのですが、今までから比べて年に1回の開催、しかもそれが何年も続くというのでは、余りにも不活発過ぎると思います。いかがでしょうか。

**【前田会長】**

年に1回事務局の開催というのは、法定の協議会としての協議会開催ですね。

**【望月事務所長】**

過去では、1カ月に1回とか3カ月に1回やっている時期もあり、最近A区間の整備・計画も大体終わり、B区間もある程度整備が進んだという中で、皆さんに集まっても、議論することが少ないということから間があいているのですが、先ほどいいましたワーキングや、現場見学会とか、構成員の皆さんの意見を聞く場というものは、年に1回ではなくて数回「協議会」、「勉強会」、または「何とかワーキング」という言葉にするかありますが、そういう形ではどうかと思っております。こういう第何回という協議会が、半年に1回必要だというご意見が多ければ、検討してみたいと思っております。

**【前田会長】**

河川事務所を事務局とする形の中でやろうとすると、なかなか難しい。しかも、これは任意団体ではありますが、自然再生法という法律を控えてやらなければならないという制約の中にありますので、なかなか要綱を外れた話はできないということで、隔靴搔痒というところがあります。これからは、汗をかきながら話し合っ、まとめとして机の前へ座る段階に入ってくると思います。そうしたことをいかにスムーズにやるかということに、協議会から少し外れて考えなければならない時期に来ていると思います。そのあたりを経験を踏まえて、井上委員から一言お願いします。

**【茨城県霞ヶ浦環境科学センター】**

先ほどお話したように、ワーキンググループをもう少し実質化したいというのが課題としてあります。そのためには、今財政基盤が全くなく、いろいろな申請をしている最中です。まずは何がしかのお金が得られるだろうと見込んでおきまして、まず1つは、何とかしてこのワーキンググループという単なる作業グループではない形にしたいと考えております。ただ、そのときのメンバーとしてどういう方たちに集まっていたらいいのかとい

うのを、考えていきたいと思ひます。もう1つは、センターを環境学習の中の自然観察会ということで利用をさせていただいているのですが、事業としてやっているものの中に、国土交通省や水資源の協力を得て、水辺ふれあい事業というのがあります。これは環境学習に環境保全活動を合わせたような事業で、趣旨は自然再生と同じような趣旨で、水辺の再生、植物による水質の保全というのを目的にした事業なのですが、そういう事業とタイアップできないかと考えております。それが協議会として許可をいただくのかどうか、私もわかりませんが、そういう事業や集めたグループをこの中で活動させていきたいと思ひています。

私が考えているのは、先ほどいったように、組織がしっかりしたワーキンググループをつくりたいということと、センターの自然観察会。環境学習プラス、そういう保全活動を合わせたものをこの中に盛り込んで、ぜひ活動の場として、この場を使わせていただけないか。この2点です。

#### 【前田会長】

ありがとうございます。今後もう少し検討したいと思ひます。そのほかございますでしょうか。

#### 【沼澤委員】

この協議会をもう少し活性化させていかないといけないと思ひます。協議会を年に1回でなくて、2・3回と多くする・ワーキンググループを組織する・あるいはもう少し数を増していてもいいでしょうけれども、我々協議会の委員そのものが少しずつ減ってきて出席者が少ないということになりますと、全体の雰囲気はトーンダウンしてきます。せっかく関東つくば銀行さんのように、積極的に意義を認めて参加してくださる方は、我々にとって非常にありがたいと思ひのですが、なかなかああいう方はいらっしゃらない。だから、思い切って2年の任期が終わった時点で、もう1回公募するべきだと思ひます。今後C区間のことがあります。私はむしろC区間以降の自然再生に期待しています。となれば、我々委員というのは、設置要綱に書いてありますが、基本的には公募です。その間でぽつりぽつりと新たに参加する方が出てきますが、こういうやり方よくないと思ひます。そうではなく公募をして、新たに地域社会に働きかけて、活性化していかないと、じり貧になってしまう。我々も最初のころは非常に意欲的に、自然再生事業に意義を感じて、自然再生推進法の法精神をよく理解したつもりで参加していますが、この協議会は、いわば民主主義の学校でもありますから、参加することで他の委員の皆さんの意見を聞いたり、私自身も勉強しています。そうすると、自分の意識が高まってきます。ですから、これから新しく委員になる方を募って、その人達にちゃんと参加していただいて、そういう新しい血を入れて活性化するというのも必要だと思ひます。設置要綱の改正は必要ないと思ひます。設置要綱の中に既に、委員は公募するということが原則ですから。もし改正するのであれば、欠席している委員から委任状をとって定足数を満足させて、出席委員の過半数でということとは可能です。今申し上げたかったことは、ぽつりぽつりと新しく委員を入れるのではなくて、そういうやり方をしますと、特定の考えを持った人や団体が、自分の賛同する関係者をいっぱい連れて入り込むということが必ずありますので、心配ではありま

すけれども、公募委員にはもう1年任期があるので、その時点で1年後に公募したらいいという意見を申し上げたいと思います。

#### 【前田会長】

沼澤さんのお話と、それからもう1つ、委任状というのがありましたけれども、会長委任、それから委員委任ということは原則として認められないという見解だという話でした。

この会はみんなが集まって話し合うことに意義があるので、委任というのはないという見解が、前提で会則ができていますので、普通の会則とは非常に違うところがございます。

沼澤さんがいわれたことは極めて重要なことでありまして、これまでも委員の改選の度にどうするかという話は起こっています。この際、もし皆さんがご賛成いただけるならば、次の委員の任期が、改選が平成22年4月1日からということになるのでしょうか。その時には、公募のやり直しという手続をとらせていただくということを、ご了承いただけるならばそうしたい。

これまでは、特段のご異論がない方は継続するという形で処理されてきたわけですが、新たに追加公募という形がとれない会則になっておりますので、やるならば全員公募のやり直しという手続になりますが、そうさせていただくかどうかということを検討する必要があります。事務局その機会がありますか？

#### 【望月事務所長】

今のお話は非常に重要なお話です。議題があるのであれば時期を見て開催してもいいと思っています。

#### 【前田会長】

少なくとも21年度中は大丈夫です。それから、途中参加も大丈夫。ただ、手続の承認が総会ということになっているので、実質上の活動はお願いできるようにしたいと思います。そういうことでお考えいただければと思います。今日のところは、そういうことでお願いしたいと思います。

#### 【平井副会長】

今のお話に関連してきますが、私も大学の研究者の立場でいろんな自然再生のシンポジウムや、学会会議、セミナーに出るのですが、全国で今20もの再生協議会ができています。霞ヶ浦は設立順からいうと、8番目ということで、先輩、真ん中より上です。いろいろところで、「霞ヶ浦はどうなのですか」と聞かれます。あれだけ大きな湖を人工化したので、どういうことをやってるのか聞かれます。今まで私もいろいろな会を報告してきましたが、ここのところ足踏み状態で、年に1度、総会風な協議会になってしまっているのは、よろしくないと思います。特に4月から人事が代わる委員の方も出ておられるので、年度末に続けてやられると、何やってるのかなという気もするし、お互い顔も知らない、会ってももう終わりという形はよくないと思います。ですから、前田先生が発議された提案もありますが、夏までには1度協議会を開いていただいて、議論することがないからではなく、私は非常に沢山あると思います。例えば全国に20ある協議会の中で、今一番ホッ

トなのは19番目の中海の自然再生協議会だと思います。私は年に数回ここへ行っているいろいろな事をやっていますけれども、向こうの方々は「見学にきたい」「霞ヶ浦ではどういうふうに行っているんだ」「実際護岸はどうなっているの」や、「中海も浚渫ヤードの跡地をどうするのか」というように同じような問題を抱えていて、私が世話すれば来たいという方がいらっしゃるんです。逆に、「霞ヶ浦の人を呼んで、中海を見てほしい」と向こうの人は言っています。そういうご意見もあるので、活性化するためにはいろいろなアイデアもあるし、1つは私も責任があるんですが、そういう情報を皆さんにお伝えする勉強会を、最近はやらなくなったので、勉強会と協議会をセットにして、同じ日にセクションを分けてやるとか、あるいはワークの作業を協議会に組み込むとか何か工夫をして、費用はかけずに、スリム化できるようにしながら、年1回の総会的な協議会のやり方というのは再考していただきたいと思います。

#### 【前田会長】

当方にもこのごろ、自然再生の現場を見たいから、センターへ来て現場へ案内して欲しいというお話はかなりあります。しかし、今のところはお断りしています。一方、協議会というのは、決められたことを決められたように措置するという枠があります。何をどうすればよいかということは実行の話ですから、実施で話をすればよいわけです。つまり、実施計画をつくるというところで、承認するところで協議会としては終わりなのです。その先は、できたものについて意見を述べる事はできるのですが、その仕事がまだ出来ない。したがって、協議会という大枠を外れた形で、もう少し何か工夫をしていくしかない。要するに、四角四面に物を考えないで済むような方法を考えていかなければならないと考えております。では、前に会議に出ていただいた報告を、事務局お願いします。

#### 【事務局】

それでは、参考資料をお配りしておりますので、ご説明をさせていただきます。全国の実地再生事業の状況でございます。今年1月20日、21日に、自然再生協議会の情報連絡会議がございました、これは、東日本の協議会、静岡県より以北の協議会でございますけれども、11の協議会が集まりまして連絡会議が行われ、参加してまいりました。その会議にて配布されました資料を抜粋したものをお配りしております。2・3頁目に、全国の協議会の一覧ということで詳しく載っております。この中で東日本での協議会で話があった内容をコメントしながら、ご紹介させていただきます。どの協議会も財政の確保あるいは運営の仕方というものに苦慮されているようですので、その辺を中心にご説明させていただきます。

まず①、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会。これは埼玉県にありまして、事務局としては国土交通省の荒川上流河川事務所でございます。主な内容は、荒川の河道の中に旧流路があって、それを再生して湿地の環境の保全・再生などを図るという事ですが、まだ実施計画の策定までは至っていないところでございます。事務局からのお話では、運営について、今まで河川管理者が主導で進めていたということをご反省して、一般の委員や学識者、地方・国の代表を協議会の下に運営委員会や、もっと下のワーキンググループを創って、運営の円滑化を図りたいというご説明がございました。

②の釧路湿原自然再生協議会でございます。これは、日本最大の湿地である釧路湿原の再生ということで、これも旧川の復元や湿地への土砂流入の抑制など、湿原の再生を図るという事業でございます。現在は公共工事による自然再生事業が大部分であるということで、国や北海道が主でやっています。民間団体、NPOについては、自然再生法に基づく活動がまだ実施されてないので、今後その辺を進めていきたいというご説明がありました。

③巴川流域麻機遊水地自然再生協議会でございます。これは静岡県にある協議会ですが、こちらについても実施計画がまだ策定されておらず、設置から5年が経っておりますが、机上での議論が主な活動になっています。会員の皆さんの中には、外で活動したいという方の出席率が低下していることを懸念して、専門分野毎の分科会をつくりたいという意向を持っておられました。財政の確保についても大きな課題ということで、国の支援事業や民間の補助事業などを活用したいという意向を話されておりました。

④の多摩川源流自然再生協議会。これは山梨県の小菅村等が事務局になっていますが、こちらについても、小菅村自体財政難で独自の予算がないということで、地方の元気再生事業など国の助成を活用して実施をしているという話がありました。

少し飛びますが、⑨はくぬぎ山地区自然再生協議会でございます。これは埼玉県ですが、埼玉県の川越市、所沢市等の平地の林の再生で、ここで特徴的なのは、事業区の96%が民有地でして、事業を進捗させるためには地権者の合意が必要であり、その辺大変苦労されているというお話をされておりました。

飛びまして、⑩の上サロベツ自然再生協議会。北海道にあります協議会ですが、これは、重要湿地であります上サロベツ湿原の再生のために、乾燥化の対策や土砂流入対策、水質汚濁対策等を行って湿原の再生を行うというもので、財政上確保について苦慮されているとの事でした。

⑫の野川第一・第二調節池地区自然再生協議会。これは、東京都にあります野川の河川環境、水環境とか河川の生態系の復元ということを目指している事業でございます。

東京都が基盤の整備を行って、これについては国費の対応で行っていますが、1つ特徴的なことは、日常の維持管理やイベントの開催は、協議会のメンバーであります「野川自然の会」というボランティア団体がございまして、その団体で日常の維持管理、イベント等を行って、運営費もボランティア団体の会員の中から年1000円の会費で運営や、ボランティアの助成金を確保して進めているというお話がありました。

⑬の蒲生干潟自然再生協議会。宮城県にあるもので、干潟に来るシギ・チドリという渡り鳥の減少から、干潟の再生、砂の流入防止をやられているところでございます。施設関係は、県が環境省の自然環境整備交付金を活用して実施していて、それがメインになっておまして、今後、環境教育とか管理についての検討を行いたいということでしたが、実施の内容や実施者、財源等がまだ決まっていないとのことでした。

⑭の森吉山麓高原自然再生協議会。秋田にあります自然再生協議会ですが、こちらについても、情報発信が事務局からの一方通行であったということで、その辺を改善したいとのことと、予算も22年度以降見通しが立っていないという苦労話がありました。

東日本ですと、⑳の伊豆沼・内沼自然再生協議会。宮城県にある協議会ですが、これは昨年9月7日に設置した一番新しい協議会でございます。運営は宮城県が行っておりまして、環境省の交付金で運営費を確保しているというお話がありました。

参-4については、自然再生実施計画の作成状況の資料がありましたので、あわせて配布させていただきます。連絡会議についての報告は、以上でございます。

**【前田会長】**

今の件についてご質問等ございますか。よろしければ、このあたりで協議会としての議事は終わりました、

マイクをお返ししたいと思います。

**【閉会】**

会長ありがとうございました。皆様、大変活発なご議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第19回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会を終わりにいたします。お疲れさまでした。